

## 近世における伊賀陽夫多祇園の祭祀と芸能

青 盛 透

はじめに

三重県伊賀市阿山にある陽夫多神社は、現在河合・馬場・円徳院・大江・田中・馬田・千貝・波敷野・大江の八地区を氏子圏とする大社である。近世では藪田、あるいは河合天王宮とよばれ、近代以降は陽夫多神社とよんでいる。当社の最大の祭礼は八月一日に行われる祇園祭であり、この祭礼には花あげと称する行事と、大踊りと小踊りが付随する願の山と通称する太鼓台が最大の催しとなっている。本論で述べるように、近世以来、陽夫多祇園のこの祭礼は疫病除けの効験で近隣村落に知られ、願の山を模倣する神社も出て差し止めの訴訟にいたった記録も残っている。

さて陽夫多神社の祭礼について、最初の報告は昭和十三年（一九三八）刊行の『三重県下の特殊神事』<sup>(1)</sup>であり、八月一日の祇園会に関連して願の山と花笠行事を紹介しており、第二次世界大戦以前、唯一の公的な記載であ

る。

しかし、近代になってこの祭礼の再評価は遅れ、三重県に広く分布するいわゆるかんこ踊りとの混同も見られたほどである。<sup>(2)</sup>これについて、昭和六十一年(一九八六)に筆者が発表した「民俗芸能における囃子物の様式——サンヤレ・ケンケト・踊子・笹囃子」(『民俗芸能研究』第三号所収)<sup>(3)</sup>の論考と同年および翌年刊行の『近江のケンケト祭り・長刀振り一・二』<sup>(4)</sup>で、当時阿山町の陽夫多祇園の踊りをサンヤレなどの歌謡の様式分析と芸能様式を取り上げ、中世末期に流行した囃子物芸能と位置づけ、滋賀県栗太・甲賀・蒲生郡に分布するサンヤレやケンケトや花奪いの芸能と神事につながるものと評価したことがある。<sup>(4)</sup>その後、『三重県の民俗芸能』<sup>(5)</sup>で、福田良彦が「願之山踊り」という名称で陽夫多祇園を取り上げ、現行の祭礼と芸能について詳細な報告を行っている。<sup>(5)</sup>福田の報告は筆者の中世末期の囃子物芸能説を踏襲したものであり、ほぼ陽夫多祇園の踊りについての評価は定まったといえるだろう。

二〇〇八年八月、三重県教育委員会「ふるさと文化再興事業」の一環として、伊賀市陽夫多神社の祇園祭映像記録作成が開始され、筆者もその一員として参加した。その作業の過程において、陽夫多神社祭祀に関連する近世史料が、地元にも多く保存されていることをはじめて知った。近世初頭から昭和にいたるまでの史料は、一部を除きこれまで公開されたことがなく、これによって民俗芸能として現在伝えられているものとは異なる、近世以前の祭祀の古態を知ることができると思われる。ここではその史料にしたがって、陽夫多祇園の祭礼とそれにもなう願の山踊りの芸能が現行とどのように異っていたかを検証し、本来の祭祀と芸能のあり方を復元してみたいと思う。

## 第一章 近代以降の陽夫多祇園の祭礼行事

### 第一節 現行の陽夫多祇園祭礼

陽夫多祇園の起源については古い記録もなく、未詳の部分が少なくない。中世の京都の祇園祭りや尾張津島天王祭の影響は大きく、伊賀・甲賀の東海道を祇園祭りや花あげ行事が広い範囲で分布していることは周知の通りである。多くの地域で記録伝承の類を喪失して、祭礼の歴史的経由が不明となっていることが多い。しかし、当氏子域には文禄年間から祇園祭礼の頭屋帳が残されており、少なくとも近世初頭以来、上郷・下郷の祭組織によってこの行事が連続として続けられてきた可能性は高く、その点でも当地の祭礼行事の価値は貴重といえる。

祇園祭礼における最大の行事は、花あげと願の山踊りである。赤い造花をわら束に挿した燈籠型の花笠を用いる花あげの行事は、かつて三重県伊賀地方にはほとんどの村落に分布したもので、現在でもウチワ取りの行事となっている場所もあるが、その風習はかなり多数残っている。当社の氏子八地区はそれぞれ十軒程度を一組に五組作り、毎年二組の持ち回りで花当番があたり、六月中頃から準備にかかって、合計二十数本の花笠が作られている。

本祭以前で重要な祇園行事は、七月二十五日の精進祭である。この行事はいまでも昔のよび方でシユウシと称し、午後に神社願（拝）殿で踊り子や神輿舁きなど祭礼奉仕者の参集があり、三献式が行われる。この儀式を

仕切るのは主宰者とよぶ役員二名で、祝言曲として祇園祭り願の山踊りのお囃し歌の一節を歌う。かつてこの役は囃し上げとよばれ、家柄も決っていたが、現行では総代から二名が選ばれて担当する。当日、祭礼用の装束や道具も役つけにしたがって配布され、願の山踊りの稽古も開始される。ヨミヤの前日となる七月三十日が総仕上げで、それまで連日稽古が続けられる。

八月一日の本祭では、花笠を早朝に各地区の組当番の屋敷地に立てる。また大踊りの踊り子の屋敷地にも後述のオチズイを立てる。正午前には陽夫多神社にそれぞれ花笠が持寄られ、願殿前に二か所にわけて立てる。午後二時神社の祭典が終ると、花あげの行事となり、見物人が一斉に花を取り合う。

ついで行われる願の山踊りは、二十歳前の青年男子六名を踊り子とする大踊りと、四、五歳男子十二名を踊り子とする小踊りの、二組の踊りが行われる。小踊りは幼児なので、実際には親の介添えによって行うことになる。ともに鮮やかな山鳥の毛で飾った冠をかぶり、手甲・脚絆・白足袋・草履履きに麻の浅黄色の着物を着用する。大踊りはオチズイと称する三メートルほどの幣の下がった旗指物を、小踊りも一メートルほどのものをともに背につける。

願の山というのは、三基の鉦打ちの大大鼓を乗せた山車のことで、シンプルな木組にの屋形に生の杉葉を葺き、三方を白い幌幕で囲み、六本の社紋付きの幟をさして、下に四つの車輪をつけ、二本の綱で境内を曳き回すものである。大踊りは六名の踊り子がついて、囃子歌にあわせて太鼓を打つ。一方、小踊りは小型の締太鼓を用い十二名が太鼓打ちと太鼓受けに分かれて六組作り、これも囃し上げ二名の歌う囃子歌にあわせて、太鼓を打って歩行していくのが本来の様式である。

この行事が終ると、続いて願殿前において、囃し上げ二名の歌に合わせて小踊りが演じられる。小踊りは太鼓を打ちつつ横に移動する単純な動きであるが、囃し上げの歌う歌謡は、サンヨリとゲニモサヤという囃し詞を含む古風なものである。続いておよそ三十名の曳き手によって願の山が曳き出され、大踊りとなる。囃し上げの「ヒーフ、ミーヨ」で数を読み上げる声に合わせて太鼓を打って願殿前を一往復し、互礼とよぶ行事が終る。お旅所からの還御を待つて神輿が戻ると、大踊りが鳥居前に向けて一往復し、また小踊りが行われる。さらに三度目の大踊りが終ると、願殿前に願の山が据えられる。ここから七遍返しという行事となり、お踊りが太鼓を打つ願の山の周りを、囃し上げの先導で小踊りの一団が左回りに七回まわって行事を終える。

花あげの行事はかつては激しく花を奪い合ったと伝え、隣接する滋賀県甲賀市などでは「花奪い」の名称もあるが、当地では花あげとよんでいる。古くは他地域の花あげが終ると、神社に使者が派遣されてきて、それから陽夫多祇園が始まり、終るとさらに西の神社に連絡したと伝える。花あげの行事は、祇園祭りのもつ疫神送りの性格をもち、華やかな花に疫神を憑依させ、疫神が戻らないように花笠を壊してしまうという行事である。

陽夫多祇園の踊りは神事芸能としてはシンプルな踊りであるが、囃し上げが歌うサンヨリという言葉は、近世初期に確実にさかのぼることができる神事芸能の囃し詞であり、現在でもサンヤレという囃し詞で京都市と滋賀県湖東および甲賀地方の神事芸能に広い範囲に分布している。このような囃し詞からなる歌と芸能を中世には囃子物と呼んだもので、陽夫多祇園の願の山踊りは中世末期の芸能の伝統を残すものである。またゲニモサヤも、現在でも伝統芸能の狂言歌謡に伝わっている囃し詞で、「実もさや 様がりもそよのう」という中世

末期に民衆の間で流行した歌謡の一部であることについては、たびたび指摘してきた通りである。<sup>(6)</sup>

また祭祀ではないが、陽夫多祇園は神社境内北にある神井水が信仰の対象となっており、七月二十八日には井戸の清掃が特別に行われる。この井戸の水は祇園祭りの頃になると不思議と湧き出てくるもので、願の山の病氣平癒祈願とともに、この井戸の水を持帰り飲むと病に効くとされてきた。この信仰はすでに忘れかけられているが、祭礼当日にこの井戸水を持帰って飲む慣習は、現在でも一部の人々に伝えられている。

## 第二節 昭和初期の陽夫多祇園

現行の陽夫多祇園では、願の山は一基出るのみである。ところが願の山が一基となったのは第二次世界大戦後のことであるらしい。河合区の奥井益五郎氏(一九二四年生)からの聞き取りでも、願の山は昔は二基出て、大踊りも今の倍の十二名出た。戦後に一基となり、その人数の出し方も、下郷では川合のお宮さんであるから川合だけで四名出して、あとは馬場一名と円徳院一名出したという。<sup>(7)</sup>これに対して上郷では田中・千貝・馬田・波敷野から六名から出したといい、祭祀組織として上郷・下郷の存在が大きかったことを伝えている。また、千貝区の中弥太郎氏(一九二七年生)の談話によれば、千貝は四十軒くらいであったため、千貝と田中が順番に大踊りを出していたという話もあり、千貝と田中が上郷では中心であったということであろう。

現行では主宰者とよんでいる音頭取りのことも、前述したようにかつては囃し上げとよんでいた。中弥太郎氏の話では、下郷二名・上郷二名の囃し上げがいた。川合では町野氏と山村氏、波敷野と千貝、円徳院や馬田にもその家柄があったという。陽夫多の祇園行事は囃し上げが采配するもので、下郷一名・上郷一名出て、左

手に榊、右手で団扇を持って、団扇で拍子を取っていた。大踊りは願解きであるので、百名の願があれば百回踊るものだった。宮司から渡された榊の葉の数だけ踊り、囃し上げが榊の葉をちぎって願数を数えた。

昭和三年（一九二八年）八月、陽夫多神社文書「神社昇格申請書控」所載の「古来ノ祭礼旧慣神事ニ関スル調」によれば、囃し上げは上下郷の山ごとに各六名がつき、社前を往復するをもって一回の願解が成就したものとみなした、とある。花あげについては、昭和三年で「一〇〇蓋上下」と記され、現状より多数の花笠が出たらしい。甲賀の花笠い行事でも、花笠は一つにつき一蓋と勘定している。

シユウシについても記載があり、参籠社にて宮長や神輿舁き、願解人が集結してシユウシを行ったという。また神井については、普段は渴れ井戸であるが、祇園祭十日前になると湧き出し、氏子参拝者はこれを汲み、病気のときや農作物の害虫が発生したとき用いるとある。

また囃し上げの書いた歌本は、死亡したときには棺おけに入れるものだったので、中弥太郎氏も総代のときには歌本を自作した<sup>(8)</sup>。したがって、古い歌本は残らない。お囃し歌は二十四番まであった。願の山が二基あったという話は、昭和十三年（一九三八）の『三重県下の特殊神事』に願の山を「願解トシテ行フ行事ニシテ、上下二ヶ所ニ設ケ」と記載しており、さらに踊り子は各六名と明記してあるので、古老の記憶通り、上下郷からそれぞれ一基ずつ出すが、願の山の本来の形であることはまちがいないようである。願の山の最後は、山を願殿前中央に止めて、小踊りが外周をまわる七遍返し of 行事となる。ところが中弥太郎氏の談話では、当時七遍返しにいたってても、二基の願の山は停止せずに動いていたというので、停止した山の周りを小踊りが回る現行様式とは大きく異っていたらしい。

## 第二章 近世陽夫多祇園の祭祀と組織

### 第一節 河合天王社の宮長制度

さて陽夫多祇園の存在に触れた、もっとも確実な史料は「ふち河の記」で、文明五年（一四七三）五月、筆者の一条兼良は美濃からの帰路に伊賀「かはる」を経由し、牛頭天王高松宮の名称を記している。<sup>(9)</sup> また天理図書館蔵「吉田兼右記」にも永禄十一年（一五六八）三月十二日条に、「河合郷牛頭天王」の名を記しており、中世後期から当地に牛頭天王社が祀られていたとわかる。

さらに馬場区中弥太郎家文書には、天正十九年（一五九一）六月十三日から記された宮座帳が伝わっている。<sup>(10)</sup> その人名の脇には「当年入衆」と記載されているので、祭祀に新規に加わった若衆が頭（当）屋となるしきたりがあった、そのための入座帳と推測される。中世の祭祀については残存史料がなく、ほとんど伝わるところがないが、安永七年（一七七八）九月十七日付「河合村長惣代弥右衛門覚」に、つぎのような伝承を掲載している。<sup>(11)</sup>

往古藤山天王之砌、元より地頭持ち二而、柏野、西ノ沢、円徳院、河合、但シ今五ヶ村之惣名也、右四ヶ村立合之社二而有之候、然ル所柘植郷之柏野と立合二付、地頭方より河合之宮長を河合長河合長と被召候由、先々より申伝へ候、其後今之陽夫多江遷之時、四か所へ別ル、天正伊賀乱後百姓持二相成候、

近世には陽夫多祇園を河合天王と通称していたが、元は藤山天王といい、中世末期には柏野・西ノ沢・円徳院・河合の四か村立会いで、小領主に祭祀権は管掌されていた。その後現在の高松山陽夫多へ遷し、天正伊



賀の乱後に地下祭りとなったのである。残念ながら、藤山天王社については、現段階で知るところがなく、神社変遷の過程については未詳である。ほぼ同時期に筆記された「川合牛頭天王宮社方寺格故実由緒覚」においても、冒頭につきのように河合祇園氏子の指導者の由緒を述べている。

一、宮長者、往古より社ニ附属之者共ニ而、本郷二万波・上切・丸尾・土後・南、馬場二高橋・橘、千貝二阿美之八株、下郷ノ長、尤此内二茂差別御座候事、田中二鷹森、藤村、南、馬田二松村、千貝二平、此五軒、上郷之長天正乱迄ハ、社領致配当、社役相勤候由、天正乱後ハ、社領も被召上候故、社人茂扶持二離、渡世空ヶ鋪相成、幸川合一族衆之内、被立帰候御方茂御座候而、社役相渡候由申伝へ候事、

ここにみえる、上下郷五か村十三軒の家柄から出る宮長(みやちよう)という役職は、近世における河合祇園の祭祀指導層で、陽夫多神社文書「神社昇格申請書控」によれば、昭和三年(一九二八)まで祭祀活動が確認される。かつて彼らは「川合一族」と通称され、家柄の固定した株座的な存在であった。天正九年の兵乱まで、この一族は付近一体の小領主層で、兵乱後に帰農した家柄と伝える。川合一族衆は、天正の兵乱後に五か村百姓となって、近世には天王社においてしばしば川合座とよばれた記録があり、彼らが陽夫多神社の祭祀を守護したというのである。

十八世紀後半の祇園祭礼の役付けをみると組織は上下二座にわかれ、上郷下郷とよび習わしていた。当時の上郷というのは千貝・田中・馬田各村、下郷は川合・馬場各村をいうが、千貝は上下双方に分かれて記載されている。また他の四か村が宮長と記すのに対して、河合村のみはとくに河合長とよぶしきたりがあった。

「河合村長惣代弥右衛門覚」の別の事書の記載によれば、下郷は馬場二十四軒のうち、三軒宮長、また六軒

は天王社の神輿舁き、千貝村より九軒のうち一軒宮長、また三軒は天王神輿舁き、川合の長筋は十三軒、それを除き村中鬮取りで、毎年八人宛天王神輿舁きを務め、さらに六月十日、十三日、十四日、三当人数の順番を定め、翌年の当渡し役は、前年の十三日に出仕して願殿前でその披露があり、その格式は他の四村より上座へ出仕した。上郷では田中村は宮長三軒、十軒は八王子社の神輿舁き、馬田村には宮長一軒、九軒は八王子神輿舁き、千貝村は宮長一軒、七軒が八王寺神輿舁、馬場には八王子宮長とその神輿舁きはなかったという。川合宮長の家柄数は記載を欠くが、これが前掲の史料のように五軒とすれば総数は十三軒となって矛盾はない。上郷の軒数も千貝村一軒を加えて五軒となって一致する。ただし、安永七年（一七七八）八月の「宮長口上覚」<sup>(12)</sup>では、下郷河合十三軒、馬場三軒、千貝一軒、計十七軒、上郷田中三軒、馬田一軒、千貝一軒、計五軒、総計二十二軒の宮長署名がある。しかし、これは同姓のもの九軒を加えたものであり、家柄としては先の通り十三軒となる。神輿は天王社と八王子社の二基あって、それぞれ駕輿丁は九名、二十六名が出る慣習であったとみられる。

## 第二節 近世におけるシュウシの儀礼

これ以外に神事宮籠などのときは、五か村五座に分ち、願殿座席の取様、社人・僧・神子と五か村役人座席を定め、川合村だけはどの祭礼のときにも参列するしきたりであった。陽夫多祇園の願の山は一九三〇年代と同様に二基で、解願は上下に立分れて務め、終りには上郷の山を馬場へ引下げ、下郷と一所に願解御礼の踊りを務めたとする。

現在、七月十五日に行われるシユウシとよぶ行事は、形式的な三献の儀式を残しているにすぎないが、その名称から祭祀の饗応の儀礼のあったことを推測させる。これについても、シユウシ儀礼が前述の「河合村長惣代弥右衛門覚」に詳細に記録されており、十八世紀後半の宮座行事を復元することができる。長文にわたるが、つぎに引用してみよう。

- 一、五ヶ村座席之定、拜殿長十間半、横四間、中ノ間三間半ニ、横四間、中柱なし、十四坪在二十八畳鋪候也、六月神事ノ時、此真中御遷座之西脇三間半宛、中柱式本ツ、ニ通り有、此間横四間三ツ割ニ而、八尺四寸ツ、上下三間ツ、也、五ヶ村御座之割、上三間ハ上三カ村一間宛、尤神子中、宮籠等出仕之時、三間之内三ヶ村廻リニして、時々間替り候定、又下三間之内、西之方ニ而一間、馬場座中東二間川合座也、但シ馬場座之内上ニ而、一畳者川合江取、川合役人座ニ定、川合座之下ニ而一畳馬場江返ス、共に神事之時ハ、真中ノ御遷座之外上下二座ニ別チ、下川合座馬場より二十四軒、千貝より九軒、同席上半分、馬場・田中・馬田・千貝、四ヶ村打込座也、
- 一、正面ニ而社人・僧・神子座定、東向ニ而南を上座と定、南川合神主、其次僧、其次八王子神主、其次神子、僧ハ客座ニテ、西社人左右と申候得共、実ハ川合神主上座也と云、
- 一、五ヶ村役人座席之定、五ヶ村共、其村々之上席を取る定、尤五ヶ村五座之時役人座上下之差別、絵図ニ而別り候事、

以上のように、川合を中心とした座の配置はきわめて厳格で、陽夫多天王の諸入用は五か村割で、定法は惣高二つ割半分川合・馬場、是を十二に割って、七分が川合、五分馬場、残りの半分田中・馬田・千貝、これを

十に割って、三分五厘が田中、三分五厘が馬田、三分が千貝、さらにこの割合をならして、二分九厘一毛六糸六織を川合、二分八毛三糸四織を馬場、壹分七厘五毛を田中、壹分七厘五毛を馬田、壹分五厘を千貝とし、銀錢・米・人足其外諸色惣高も右の割合を掛けて、決算したと記録している。

### 第三節 陽夫多祇園の社家と社僧

ついで社家は西を川合神主、東を八王子神主と分れて、西薩摩・東出羽の二家が存在した。享保年間より京都吉田門弟となって両家の名字が始まったとするが、第一節で吉田兼右の日記を紹介しておいたように、当社と京都吉田神社とのかかわりは戦国期にさかのぼる。第一節でふれた「川合牛頭天王宮社方寺格故実由緒覚」によると、当時は社家に宝暦元年（一七五一）の吉田家神道許状が残っていた模様で、それには「馬場村高松山牛頭天王之司官」と記されていたという。

また中世末期まで、宮のことはすべて神事祭礼は宮長の采配により、社務別当の社僧は五か村になかったといい、例年六月十三、四日祭礼神事の宮遷等社人ばかりが務めていたという。現存の馬場村吉蔵院宝珠寺が近世には神宮寺となっていたが、吉蔵院坊は元来自力自庵の寺で、天正乱後退転していたので吉蔵坊を社役手伝いとしたり。元禄五年（一六九二）春に全国本末寺改めが強化され、兼て大江観音堂の古跡を移し、同中ノ坊の譲りを受けていたので、翌年の春、上野の愛宕大福寺の取り次ぎで嵯峨大覚寺末寺となった経由があった。天王社僧となったのは、元禄七年七月四日のこととされる。十七世紀後半の近世の地誌『伊水温故』は六月十四日の高松祇園について、「仮殿盤場ノ西ノ方へ神輿二柄ヲ前日出、馬場・馬田・河合三郷一組亦田中・千貝二郷

一組双方二立テ躍アリ」と記し、旧記によって「社領二百石僧高松山宝珠寺、院号ハ吉蔵院 京仁和寺下」とするが、<sup>(13)</sup>地元の記録や伝承と照合すると、右記のような事情で必ずしも正確ではないことになろう。

## 第二章 陽夫多祇園の芸能と信仰

### 第一節 近世陽夫多祇園の芸能

現行では花あげの花笠は三十本ほど、八地区の当番組が製作して八月一日正午頃に奉納する。ところが、第一章で引用した河合区の奥井益五郎氏と中弥太郎氏からの聞き取りでは、昭和の初期では、花笠は各字の組ごとに作られるもの以外に各字ごとの青年花笠があつて、七月二十五日に青年花を作り、二十六日に一般花(組の花)を作つた。

青年花笠は青年会が作るもので、以前は若い衆花とよんでいた。今は芯花三本、団扇二十一本程度、昔は花のみだった。また若い衆花の花笠には酒一升券がついていた。花つくりの後には、当番のうちで会食をした。当時のごちそうは、佐那具の下井から生うどんを買つてきつてつくつた冷やしうどんだった。しかし、組ごとの花当番の制度は、昭和になって成立した行政制度改革と関連したものである。甲賀市大原祇園の各字の組共有文書を調査したことがあるが、いずれも古くは祇園講として親類縁者ごとに奉納した記録が残り、組花の存在は意外と新しいといえる。

陽夫多の花あげと願の山踊りについては、十七世紀後半にすでにその行事が確認できる。貞享五年(一六八

八)七月十六日付「陽夫多祇園立願改め議定書」には、つぎのようにある。<sup>(14)</sup>

祇園御祭礼之時、御立願有之面々、願之山花笠ほこ上ヶ申次第、如先例改申事

一、他村より願之山御酒もり申時ハ、たとへ氏子たりといふとも其躍番之村之もり、其内願殿ニ宮人衆并其村之庄屋・年寄・振廻申事、昼之酒ニ躍番五村之庄屋よひ申答事、

一、同花笠之御立願施申時ハ、御酒五升宛、先例より躍番之村へ致持参仕り可申事、

一、同ほこ之御立願施申時ハ、先例より御酒五升宛、躍番村へ致持参、理り可申事、

右三ヶ条之儀ハ、如先例改役申所也、上方下方寸分之義ハ、鐘の跡限、東西ニ見通し、北方ハ上郷其年之躍番之村へ付、南方ハ下郷躍番村へ付、可致沙汰ハ躍花笠ほこ、上ヶ申前後之次第ハ、御酒之先次第ニ上ヶ可申事、但他村より之御立願者、氏子之御立願より先ニ上ヶ可申事、

この史料からみると、本来、花笠は立願の人々がそれぞれ奉納するもので、願の山の踊り奉納と一緒に行うものであったと思われる。踊りについては「踊り番」とあることから、上郷・下郷の村落に年ごとの輪番制度があった可能性は高い。また大・小踊りを神楽踊りと称したこともあったらしい。このとき、本殿下の仮殿が「願殿」となつて、この場所で宮長や村役人、踊り番の村役人らに五升の酒で饗応が行うのが慣例であつたと思われる。

ただし饗応を禁止してある「ほこ」とあるものは判然とはしないが、おそらく高価な布でつくられる花笠鉾の奉納を意味するものであろう。この行事も、本殿山下にある願殿前を東西に見通して、北側に上郷の踊り番が、南側に下郷の踊り番が場所を占拠した。他村からの願解依頼が氏子の願解に優先するならいであつたらし

い。願解のお礼は嚴重であつたようで、宮銀として願解料の他に願解祝儀振舞を氏子間で積立て、祇園祭礼の節の願解依頼料を両神主が受け取り、社殿修覆費用とすることになつていた。

文禄年中よりはじまつたという伝承のある願の山については、享保四年（一七一九）までは願解料の取り決めは特になかつたようだが、このときに社殿大造営の費用賄いのため、五か村取り決めて願解料は白銀一枚と酒五升とされたといふ<sup>(15)</sup>。氏子の願解料未払いがあると、宮長から「宗旨除き」の処分がくる。弘化四年（二八四七）七月、千貝村半右衛門・宗助の事例では、親類縁者の病氣平癒祈願を陽夫多祇園の願の山に依頼したが、代銀が少額であつたため宮長から詰問され、礼金支払いの上、詫証文を上郷宮長衆宛に提出して始末した。以下はその本文で、当時の陽夫多祇園の信仰がよく理解できる<sup>(16)</sup>。

右両人私シ共厚縁之親類故三年以前頃、半右衛門兄石川村良藏并惣助親類、下友田村定八、嫁大病相煩候、色々養生仕候得共、養生不相叶、就而ハ御願ノ山天王江相掛ケ呉候得者、早速全快仕、誠ニ天王御理徳ニ而、平愈仕難有仕合奉存候、次第二願解仕度、則当未六月、願ノ山願解仕候處、右両人共、不計心違、氏子故千貝村請並代銀ニ而、為相濟候處、追々宮長衆より、及御聞ニ相成相顕、一言申訳無御座候ニ付、段々御断申上、下友田村定八、良藏右両人、石川村之名前を以、不足銀等も相揃、願解為相濟貫、其後色々相嘆候得共、本人ハ申ニ不及、親類共迄も天王宗旨相除候様、被仰下奉畏候得共、宗旨相除き候而ハ、氏神之御縁切候而者、嘆ケ敷候故、厚ク御断申上候處、格別之御許義を以、為御濟被下、重々難在都合奉存候、就而ハ私シ共、両人之内子孫迄も此訳申伝、心得違無之様可仕候、其上他所親類共ハ申ニ不及、若職分ニ而も、願ノ山下料ニ而相解候義聞付候ハ、早速宮長衆江是又可申上候、前条之通相背候節ハ、天

王仕出相除き被下候共、一言御断申上間敷候、仍而為後日、誤り一札差上申候處、如件、

## 第二節 陽夫多祇園の信仰と影響

第一章で述べたように、願の山は杉の葉を屋根に葺いた丸太組みの簡単な太鼓台であり、一基に三つの大型鉦打ち太鼓をのせて数十人が綱を引き、囃し上げの歌とともに移動しつつ、若衆が六人掛かりで打つ。これを大踊りという。これに対して幼児が締め太鼓を打ち手と受け手を一組として、六組十二名の小踊りがある。願の山大踊りと小踊りという組み合わせの祭礼芸能は、現在では陽夫多祇園が唯一の例である。近世には、願の山の形態は近在の友田神社と大山田植木天王社にあったことがわかっているが、小踊りの様式はまた別の芸能様式として分布している。

花あげと小踊りが一体化した祭礼芸能は、近接する伊賀市柘植の都美恵神社の祇園祭りに、さらに甲賀地方では甲賀市上馬杉油日神社祇園祭り、同鳥居本の大原神社祇園祭り、同土山の瀧樹神社ケンケト祭りに見られるものである。こちらでは囃し上げの歌う囃し歌は伝えられていないのであるが、「インヨー、ソーライ」や「げにもさとない」とかの囃し詞が伝承され、これが囃し上げの歌う、「げにもさあり」の訛ったものであることはすでに指摘しておいた。このタイプの小踊りが各地に分布する意味について、かねてより疑問をもってきたが、文化六年（二八〇九）上野城下の仕立て屋伊兵衛の願の山祈願の一件をみること<sup>(17)</sup>によって、大踊りの他に小踊りが必要とされた理由がようやく理解できたように思われる。

一、寛文十庚戌年五月中旬より上野表二藤堂敷負様二うまや奉公いたし、川合与次右衛門と申者が上野三



ノ町仕立や伊兵衛と申者ニ被相頼、申参候申参ニ付、宮長へ申出、願ノ山ハ、今度高松山天王へ男子大病ニ付、小太鼓ヲ立願可こめ申候間、願解致くれ申ニ付、おや重四郎、おや重四郎おや勘右衛門、親作次右衛門。親清次郎、おや三重七、其外下方右銭申寄合、申談いろいろいたし申候得共、往古よりかき物等無御座候二而、又其上田中村おや善太夫殿へ申談天、宮儀相尋申入候得共、何分他村より小たいこおとらせ申かた無之と申ニ付、端と上野三ノ町伊兵衛方小だいこおどり申儀、先規之かたはづれ申ニ付、皆相止ニ相成申候御事、

文化巳年迄百三拾三年相成申候、右先祖よりゆいつたへ、扱又手覚畏為後日如件、

右の文章にあるように、高松山天王願の山の効験が上野城下まで知られ、小太鼓の踊り(小踊り)で立願すれば子供の大病が治癒するというので、金を集めて立願の準備をしたが、寛文十年(一六七〇)当時は他村の願は受け付けないというので、ついに断念したというのである。先述のように、十八世紀後半では他村の願は受け付けていたが、百年以前はまだその慣例は確立していなかったのかもしれない。

陽夫多祇園における願の山踊りの病氣平癒の効験が知られ、享保四年(一七一九)の造宮に際して藤堂家からも寄付米が寄せられるようになる、伊賀盆地の近隣村落でも願の山を模倣するものがあらわれた。天保十一年(一八四〇)に近接する中友田村椿宮においても、陽夫多祇園に願掛けした分の願解を椿宮でも引き受けたため、ついに藩への訴訟争論となった<sup>(18)</sup>。私の八〇年代の聞き取り調査でも、陽夫多の囃し上げと同様の歌謡が一部伝承されていた<sup>(19)</sup>。

さらに安政四年(一八五七)六月、いつもなら祇園天王の神水井が七日頃から湧き出して、十日の井戸掃除の

ときには多く湧き出るのであるが、十一日に至っても一向に神水が湧き上がってこない事件があって、不吉なことがあると役人たちが相談していたという。ちょうどその年、伊賀山田郷の牛頭天王(現植木神社)にても願の山を初め、陽夫多祇園に祈願した人々の願解を少額にて引受けているとの風聞があった。さっそく山田郷と談判訴訟となり、翌年閏正月には陽夫多祇園願解料の損金が山田郷方より納められて勝訴した。その結果、祇園神水がいつものように湧き出てきたと伝える。<sup>(20)</sup>願の山踊りが陽夫多祇園にのみ伝承され、近隣村落に展開されなかった理由は、このような訴訟事件が背景にあるものであろう。

### 第三節 安永の宮長争論

近世宮長の動向が比較的詳細にわかるのは、中弥太郎家文書に宮長関係文書が伝来しているためである。「陽夫多祇園祭につき騒動覚」と「川合牛頭天王宮社方寺格故実由緒覚」によると、とくに安永四年(一七七五)冬より社僧吉蔵院と宮長衆との軋轢が発生し、思いがけず村役人層を卷込んだ村方騒動に展開し、大庄屋所に持込まれる争論となったため、陽夫多祇園関係のさまざま文書が整理された。ここでは、これら一件の史料にそって事件の概要を論じてみよう。

安永四年冬、氏子共有財産である宮山(高松山)の材木が、宮長と村役人に相談なく伐り出される事件が発生した。山番を詰問したところ、吉蔵院の蔵を造営するため材木が必要ということで切出しを認めたとという。実はこの背後には、馬場村庄屋四郎兵衛と馬田村の庄屋九郎兵衛の指図があった。翌年になって、吉蔵院は河合天王の宝蔵を兼ねた蔵を建立する名目で、自分で地所を選んで三月にはすでに棟上げに至った。村役人の一部に

諮ったとはいえ、宮長ら五か村氏子に無断で実行したことが先規に反するということになり、氏子と吉蔵院の対立がはっきりしてきた。

さらにその年の暮れにいたって、蔵普請大工の日雇い飯代米二十四俵を五か村に割賦しようとしたが、宮長たちは拒否した。宮長の言い分は、先年般若堂を天王社の宝蔵を兼ねる予定で改造したので、それで十分と村役人には説明した。

それよりも神輿の破損が問題なので、そちらを優先することになった。安永六年河合方の宮長は伊賀上野の宮大工に、吉蔵院は京都の大工を世話することになり、それぞれ注文出す話になったはずなのに、村役人たちの相談だけで上野の方を断り、吉蔵院の紹介になる京都の宮大工に発注して詭えた。ところが神輿の出来が悪く、その年の祭礼一度で破損した。

この交渉も馬場村庄屋四郎兵衛と馬田村庄屋九郎兵衛が、千貝村出身の京都松屋七郎兵衛なる人物が寄進したいというので、神輿屋との交渉は七郎兵衛が行って総計二貫文百七十匁となった。この件について、天王氏子として組頭の河合弥右衛門が、七郎兵衛に吉蔵院と輿屋との交渉が成立するまで待機するように、書面にて問い合わせたことから行き違いが生じ、七郎兵衛が立腹した。この顛末によって村役人衆が弥右衛門を大庄屋所へ訴訟して、組頭を罷免するに至った。

このような行き違いが成立していたところ、その年の六月十四日になって、願の山願解の寄銀の勘定をめぐって騒動が生じた。以前は、五か村の村役人と宮長が集まって年々の宮方惣勘定を公開で行うようになっていたが、近年は村役人が実行しなくなっていた。そこで五か村参会の場に、上下郷の宮長が吉蔵院に乗込み、惣

勘定の実現と当年の神興修覆費用の支払いも生じること故、勘定の内容を聞きたいと申込んだことから、村役人と宮長の対立が激化したのである。

安永七年（一七七八）三月晦日、五か村年寄、河合村五人組頭、社人、宮長が稲垣平左衛門大庄屋所に呼び出された。大庄屋と五か村庄屋が連座して、天王の宮の件で吟味を受けることになった。宮の件については、氏子より願い筋のあるときは河合方宮長が村役人へ相談する慣例であることを説明したが、大庄屋は天王の宮における河合本郷の証拠を求め、この一点で宮長側と論争となった。つぎの史料は当日の宮長側の意見と大庄屋側の意見の骨子である。

又河合より申上候ハ、何證據と申義も無御座候得共、上郷四ヶ村ハ小宮茂御座候得共、河合ニハ小宮無御座、世間ニ而茂河合天王と申習はせ候故、河合ハ五ヶ村之本郷と覺居申候と、申上候者、其二而又被仰候ハ、河合か何之本郷ニ而可有哉、河合郷之惣名也、小宮之なきハ、得としたかへぬ故也、己等ハ河合之かいちやう共、然と被仰候故、成程かいちやうニ而御座候由、申上候得者、かいちやうハ神興昇也と被仰候故、私共之仲間者、神興昇ニ而者無御座、上郷ニ而茂宮長と申候、神興昇家とハ別ニ御座候と、申上候得者、又被仰者、かいちやうといえは神興昇之事なり、己等か役は神興昇たり、年々祭当人之吟味したり、組膳之餅を秤にかけたり、酒之世話やき、花笠踊之世話が役なりと、いろいろ雜言を被仰候二付、

河合方宮長は「河合長」と署名することが多く、この略称が大庄屋との論争の種となっている。河合長を「かいちやう」と発音していたことから、河合長とは駕輿丁であると大庄屋側は主張し、宮長側が祭礼行事の采配と称する内容をすべてたんなる祭礼の雜役ととらえ、伝統的な宮長による陽夫多祇園の祭祀権を否定する

方向に進んだ。宮長らは反論を認められないまま、大庄屋の叱責を受け、天王の宮のことは今後一切村役人衆の評議にまかせ、託証文を提出させて宮長らの采配を認めない、厳しい裁断となったのである。これは伝統的な陽夫多祇園の大きな変更となる。そこで、河合方はさっそくに村方惣参会を催し、この一件について託証文の提出を行えば、従来の祭祀の先格変更となるので、再度反論の訴状を大庄屋に提出し、託証文提出先延ばしの作戦に出た。これに上郷三か村は同調したが、もともと河合方と対立していた馬場村は託証文を提出した。前章で宮長人数と駕輿丁人数が明確であったことを述べたが、その史料もこの宮長と駕輿丁の混同の反論のためには作成されたものであった。

反論の訴状は庄屋九平太の反対で書替えを要求され、提出を日延べしてついに不提出に終わった。上郷三か村の訴状は、田中村庄屋善大夫が大庄屋へ持参したが、訴状の一人の馬田村松次郎は善大夫の子にあたるので、親子訴訟は認めないとして松次郎の削除を求められ、こちらも不提出に終わった。この騒動について、河合宮長田矢清内らは四郎兵衛と九郎兵衛が吉蔵院を宮坊として五か村持ちと計画して、大庄屋を動かしたとみていたようである。しかし宮長らは村落のほとんどが加入する氏子帳を抱え、宗教的権威としてのシユウシを背景に陽夫多祇園の厳格な運営を主張し、村役人層の圧力に対抗した。騒動の始末はそのまま延長され続け、天明元年（一七八二）の祇園祭礼後、六月二十八日になって宮長らは村役人衆に呼び出され、八月十五日宮惣籠の節、惣勘定の帳面の公開を約束し、この事件は三年目にしてようやく落着をみたのである。

## むすびにかえて

陽夫多祇園の祭礼芸能は、祇園信仰の疫病除けの機能を願の山という簡素な様式の山に加えたもので、疫神を送り出すために「お囃し歌」を囃し上げが歌って、大踊りと小踊りで願解きを行う役割をもったものであった。当地の「お囃し歌」は、歌謡的には同じく中世後期に流行した小歌系のメリスマティックなものではなく、庶民的な囃子物歌謡に属するもので、シラビツクな様式をとっている。

祇園の神水や願掛けによって大病を逃れた人々が、六月十四日の祭日に願解を依頼のため祇園さんに参詣し、花笠を奉納して疫神の願解の踊りを求めた。造花で飾られた燈籠形式の花笠は、滋賀県甲賀地方では激しく争って花を奪いあうことから花奪いの名称があるが、当地では花あげとよんでいる。花笠は疫神の憑依を期待し、最後に参詣人によって破壊されることで疫神の退去を表象した遷却の行事である。大小の踊りが企画されたのは、どうやら子供の病には子供による踊りが望ましいと考えたからのようで、小踊りは子供の願解の踊りとして機能していたと思われる。

しかし、このような中世的な特徴をもつ芸能とは別に、陽夫多神社には宮長とよぶ祭祀組織が存在し、近世初期天正からの史料を多く保有していることがわかった。伝承でも当地の祭礼は文禄年中にさかのぼるとするが、現実に天正十九年（一五九一）六月十三日からはじまる『三重県史 資料編中世二』所収の「陽夫多神社頭番帳」をもち、現行の芸能様式と史料の年代はほぼ一致している。さらに近世初期から近代にいたる古文書の

検証の結果、現在見ることでできる祭祀とは少し異なる形態の祭祀があったことがわかる。

近畿地方の祭祀芸能は歴史的な変容が大きく、現行のものとはきわめて様式化して伝えられている場合が多い。陽夫多祇園の場合も例外ではなく、現状のみから判断するのは難しく、歴史的な変容のあり方を検証しながら本来の様式を復元していく作業が必要となる。現実には、近世の祭祀組織や信仰、そして芸能様式と比較してみると、現行の民俗芸能化は、すでに重要な部分が省略されていることがわかるのである。

注

- (1) 三重県神職会編
- (2) 『奈良県総合文化財調査報告 都介野地区』一九五一年で、平山敏治郎は陽夫多神社の願の山踊りをかんこ踊りと混同して扱っている。
- (3) これについては、「中世の囃子物芸能―囃子の民俗性をめぐって」（『比較日本文化研究』九号 二〇〇五年）において再論した。
- (4) 滋賀県教育委員会編
- (5) 三重県教育委員会編 一九九四年
- (6) 注3参照
- (7) 以下の聞き取りは、二〇〇八年三重県教育委員会の「伊賀市陽夫多神社の祇園祭映像記録作成」事業の過程で、植木行宣・豊岡勇両氏がまとめられた聞き書きデータによっている。
- (8) 注7参照
- (9) 『群書類従』18 日記部紀行部所収
- (10) 中弥太郎家文書「陽夫多神社頭番帳」（『三重県史資料編 中世』）所収

- (11) 同家文書「陽夫多祇園祭につき騒動覚」所収
- (12) 同家文書「陽夫多祇園祭につき騒動覚」所収
- (13) 菊岡如幻著 上野古文献刊行会編 一九八三年
- (14) 中弥太郎家文書
- (15) 注12参照
- (16) 中弥太郎家文書 弘化四(一八四七)年七月付「千貝村半右衛門・宗助詫証文」
- (17) 同家文書 文化六年(一八〇九)八月二十五日付「川合長覚」
- (18) 陽夫多神社文書 天保十一年(一八四〇)十二月付「乍恐奉願上候口上之覚」虫損により難読となっている。
- (19) 鞆田小学校保管 明治三十八年当時の「郷土資料篇 第十三篇 昔の歌 俗謡・童謡」に西王母の歌が記され、椿大明神の四月一日例祭の神楽歌としている。
- (20) 中弥太郎家文書 安政四年(一八五七)六月付「山田公事願書下書」および陽夫多神社文書 安政四年四月付「和談相規書之事」・「奉差上一札之事」。虫損のため、上野市古文献刊行会の翻刻資料を利用させていただいた。